

処 分 の 名 称	火薬類の製造施設等の変更に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 10 条第 1 項
関係法令・条項	・火薬類取締法第 7 条 ・火薬類取締法施行規則第 4 条、第 4 条の 2、第 5 条、第 5 条の 2 及び第 7 条 ・火薬類取締法施行規則第 31 条の 3 の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和 35 年通商産業省告示第 76 号） ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年通商産業省告示第 58 号） ・火薬類取締法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の 3 及び第 19 条第 4 項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 548 号） ・火薬類取締法施行規則第 5 条第 1 項第 20 号の規定に基づく、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成 10 年通商産業省告示第 149 号） ・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成 11 年通商産業省告示第 302 号） ・火薬類取締法施行規則第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件（平成 16 年経済産業省告示第 118 号） ・16 歳以上 18 歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成 18 年経済産業省告示第 69 号） ・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成 27 年経済産業省告示第 145 号）
審 査 基 準	・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和 35 年 4 月 22 日 35 軽局第 392 号） ・火薬類取締法の改正について（昭和 36 年 3 月 6 日 36 軽第 560 号） ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成 16 年 9 月 16 日平成 16・08・06 原院第 1 号） ・16 歳以上 18 歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成 18 年 6 月 30 日平成 18・06・23 原院第 2 号） ・火薬類取締法施行規則第 4 条第 1 項第 13 号の解釈について（平成 18 年 9 月 19 日平成 18・08・17 原院第 1 号） ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 3 月 1 日 20210215 保局第 1 号）
標準処理期間	15 日